

旭医大達第45号

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程を次のように定める。

令和6年3月13日

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程

(設置)

第1条 旭川医科大学に、旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医学部における教育分野の理念及び目標に関すること。
- (2) 医学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに関すること。
- (3) その他学長から意見を求められた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 学科長
 - (3) 教育センター専任の教授
 - (4) 入学センター長
 - (5) 入学センター副センター長
 - (6) 地域共生医育センター長
 - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第7号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1項第1号の委員を、副委員長は第3条第1項第2号の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【制定理由】

医学部における3つのポリシーの継続的な見直しに資するため体制を整備するものである。